

Z—69—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「D1～D9」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 法人税法における内国法人の事業年度の取扱いについて、次の(1)と(2)を答えなさい。

(注) 外国法人及び連結法人に関する取扱いについては、触れる必要はない。

- (1) 事業年度の意義について簡潔に答えなさい。
- (2) みなし事業年度として取り扱われるケースを 3 つ答えなさい。解答に当たっては、(2)①欄に取り扱われるケースを、(2)②欄に①欄のケースにおいて、いつからいつまでの期間がみなし事業年度として区切られるのか答えなさい。

(注) 解答は、必ず、指定された枠内に記入すること。枠外に書かれたものは採点の対象にしない。なお、解答欄は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。

問 2 租税特別措置法第 61 条の 4 に規定する交際費等の取扱いについて、次の(1)から(5)までを答えなさい。

- (1) 交際費等の意義について簡潔に答えなさい。
- (2) 交際費等から除かれる費用として、租税特別措置法及び同施行令に定められているものを 5 つ答えなさい。
- (3) 交際費等の損金算入限度額について、中小法人等に係るものを(3)①欄へ、それ以外の法人に係るものを(3)②欄に答えなさい。
- (4) 接待飲食費の意義について簡潔に答えなさい。
- (5) 次の〔事実関係〕 1 から 3 までについて、その支出の内容が交際費等に該当するかどうか、その理由も合わせて答えなさい。

〔事実関係〕

1 当社は、得意先を旅行へ招待するため、その得意先に対する売上割戻しの一部を預かり金として積み立てている。当期において、積立額が旅行代金相当額 500,000 円に達したことから得意先を旅行に招待し、その積立額から旅行に要する費用 400,000 円を支出した。

なお、日程の都合上、旅行に参加できなかった得意先に対しては、その積立額 100,000 円を金銭で支出した。

2 当社は、自社工場内において無事故稼働の新記録が達成されたため、工場内での勤務が一定期間以上の従業員に対して、3 年以上連続勤務している者へ 1 人当たり 10,000 円、1 年以上 3 年未満連続勤務している者へ 1 人当たり 5,000 円の表彰金を支給することにした。工場内では下請け企業の従業員も常勤していることから、当社の従業員と同様の条件を満たす者に対しても表彰金を支給することにして、当社から下請け企業に対して、その支給に要する費用 150,000 円を支出した。

3 当社は、県内の観光地で大型の土産物店を営んでおり、当社の土産物店へ客を案内した観光バスやタクシーの運転手のほか、旅行会社の添乗員等に対して、所定の基準により謝礼等を支払うこととしている。当期において、この謝礼等の支払いに要する費用 900,000 円を支出した。

〔第二問〕 — 50 点—

問 I

当社は、期末資本金 1 億円(株主はすべて個人)の主として電子部品の製造を営む 3 月末決算の内国法人であり、毎期継続して青色申告書を提出している。同社の当期(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)の法人税の課税関係につき、以下の問いに答えなさい。

【資料 1】 租税公課・納税充当金に関する事項

(1) 当期中の納税充当金の異動状況は次のとおりである。

区 分	当期首現在額	期中減少額		当期末現在額
		仮払金として経理されていた前期中間申告分の消却による取崩し	前期確定申告分の納付による取崩し	
法人税		13,780,000 円	12,200,000 円	
事業税		3,950,000 円	3,490,000 円	
住民税		2,880,000 円	2,550,000 円	
合 計	36,800,000 円	20,610,000 円	18,240,000 円	46,700,000 円

※ 1 当期首現在額は前期末に、当期末現在額は当期末に、それぞれ損金経理により引き当てたものである。

※ 2 前期分に係る法人税、事業税及び住民税で当期末に未納となっているものはない。

※ 3 当社は、法人税、事業税及び住民税について、納期限の延長の特例の適用はない。

(2) 当期中に納付した租税公課は、それぞれ次のように経理処理している。

① 当期中間申告分の法人税 13,100,000 円(うち延滞税 110,000 円)、事業税 3,800,000 円(うち延滞金 80,000 円)及び住民税 2,800,000 円(うち延滞金 60,000 円)については、仮払金として経理処理しており、翌期に納税充当金を取り崩して消却する予定である。

② 当期に損金経理処理をした租税公課には、次のものが含まれている。

イ. 事業に係る事業所税 1,080,000 円(当期に係るものであるため未払金として計上したが、当期の製造原価には算入していない。)

ロ. 役員の業務外の交通違反による交通反則金 20,000 円

ハ. いわゆる社会保険料の延滞金 110,000 円

問 1 【資料 1】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、それぞれ税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

【資料 2】 リース取引に関する事項

当社は、当期の9月1日に下記に掲げる機械装置をAリース会社からリースして、同日より事業の用に供している。

リース資産	リース料総額 ※ 1	月額リース料 ※ 2	リース期間 ※ 3	法定耐用年数 ※ 4
機械装置	48,000,000 円	800,000 円	5 年	10 年

※ 1 リース料総額は、当該機械装置の取得価額等の概ね全額を支弁する。

※ 2 月額リース料は、9月1日を最初に毎月1日に支払っており、すべてリース料として費用に計上している。

※ 3 リース期間中の中途解約は禁止されている。

※ 4 当社は、償却方法についての選定の届出をしていない。なお、平成24年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却率等は次のとおりである。

耐用年数	10 年
定額法の償却率	0.100
定率法の償却率	0.200
改定償却率	0.250
保証率	0.06552

※ 5 リース期間終了後には、無償で当社に譲渡される契約となっている。

※ 6 当該リース資産の取得に際し支出した引取運賃 400,000 円及び機械据付費 2,600,000 円は、全額当期の費用に計上している。

問 2 【資料 2】に基づき、当該リース取引は、所有権移転外リース取引又は所有権移転リース取引のいずれに該当するか答えなさい。また、その判断の理由を述べなさい。

問 3 問 2 において該当するとしたリース取引である場合に、税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

【資料 3】 有価証券・受取配当等に関する事項

(1) 当社は数年前から引き続き所有している B 株式の発行法人である内国法人 B 社(当社との間に完全支配関係はない)の資本の払戻しに伴い、資本返戻金 3,500,000 円の分配を受けた。源泉徴収税額は 357,350 円であり、その額を控除後の手取額 3,142,650 円を B 株式の帳簿価額から控除した。

この資本の払戻しに関する資料は次のとおりである。

払戻直前のB社株式1株当たりの帳簿価額	500円
払戻直前の所有株式数	14,000株
B社の払戻直前の発行株式総数	140,000株
B社の資本剰余金減少額	35,000,000円
B社の払戻直前の資本金等の額	80,000,000円
B社の前期末の資産の帳簿価額(税務上適正な額)	400,000,000円
B社の前期末の負債の帳簿価額(税務上適正な額)	281,000,000円

(2) 当期中に次の配当等を収受し、差引手取額を受取配当金として収益に計上している。

銘柄	内容	計算期間	基準日	配当等の額	源泉徴収税額
C社株式	期末配当金	H30.4.1~H31.3.31	H31.3.31	780,000円	159,276円
D社株式	〃	H31.1.1~R元.12.31	R元.12.31	600,000円	122,520円
E社株式	〃	H31.2.1~R2.1.31	R2.1.31	100,000円	20,420円
F社株式	〃	H31.1.1~R元.12.31	R元.12.31	400,000円	40,000円

※1 C社株式は、内国法人C社が発行する株式である。C社株式の名義人は当社の社長となっているが、実質的には当社所有のものであり、その基準日における保有割合は30%である。

※2 D社株式は、内国法人D社が発行する株式である。D社株式の期末配当は、配当の効力発生日を令和2年2月26日としている。

D社株式の発行法人D社の発行済株式総数は100,000株であり、当社の令和2年3月31日現在の所有株式数は60,000株である。当社のD株式の取得等の状況は次のとおりである。

年月日	取得・譲渡	株式数	1株当たりの価額
H30.12.1	取得	40,000株	160円
R元.12.15	取得	20,000株	145円
R2.1.20	取得	15,000株	130円
R2.2.20	譲渡	15,000株	180円

当社は、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定・届出は行っておらず、2月20日に譲渡した15,000株の譲渡原価を1株当たり160円で計算して譲渡対価との差額を有価証券売却益として計上している。

※3 E社株式は、内国法人E社が発行する株式で、当期の9月に1株当たり450円で20,000株を取得したものである。E社の配当金に係る基準日における当社の保有割合は5%であり、売買目的有価証券に該当する。

当社は、当期の2月にE社株式を10,000株譲渡しており、その譲渡損益については適

正に処理している。なお、当期末におけるE社株式の時価は、1株当たり405円であるが、当社は期末評価については何ら処理していない。

※4 F社株式は、外国法人F社が発行する株式であり、当社の保有割合は数年前から25%である。当該配当金に係る源泉徴収税額は、F社が所在するG国で課されたものである。

※5 E社以外の株式については、すべて売買目的外有価証券に該当する。また、B社及びD社並びにE社以外の株式については、取得後異動はない。

(3) 当社が当期中に支払った利子・割引料等の内訳は次のとおりである。

①	銀行からの手形借入れによる短期借入金の利子	1,280,000円
②	銀行からの証書借入れによる長期借入金(返済期間5年)の利子	3,300,000円
③	使用人の社内預金利子	600,000円
④	売上割引料	480,000円
⑤	社債の利子	540,000円
⑥	固定資産の取得価額に算入した借入金の利子	2,930,000円
⑦	割賦購入資産の取得価額に算入した割賦利息	720,000円
⑧	支払手形売却損	950,000円

(4) 当社の前期末及び当期末における総資産の帳簿価額の合計額は次のとおりである。

前期末	当期末
395,522,000円	299,238,000円

※ 債権から直接控除して表示した貸倒引当金の金額は、前期末が1,300,000円、当期末が1,500,000円であり、それぞれ税務上の繰入限度額相当額である。なお、それ以外の計算に必要な調整はすべて行われているものとする。

(5) 平成28年3月期における負債利子は9,720,000円、関連法人株式等に係る控除負債利子の原則法により計算した金額は144,100円であり、平成29年3月期における負債利子は9,430,000円、関連法人株式等に係る控除負債利子の原則法により計算した金額は133,600円である。

問4 【資料3】の(1)に関して、当期におけるみなし配当金の金額を計算しなさい。

問5 当期における有価証券及び受取配当等の益金不算入額並びに控除所得税額に関して、計算過程を示したうえで、税務上調整すべき金額を加算項目及び減算項目の別に記載しなさい。

問Ⅱ

内国法人である甲社(期末資本金3億円)は、建設業を営む年1回3月末決算の非同族会社である。当期において建設資材の販売を行う乙社(期末資本金1億5,000万円)との間で合併を行った。当該合併は、合併効力発生日を令和元年10月1日として、甲社を存続会社、乙社を消滅会社とする吸収合併である。また、甲社は乙社の設立以来、当該株式の全部を保有し、当該合併は法人税法に規定する適格合併に該当する。

乙社は、年1回9月末決算の法人であり、合併に係る最後の事業年度についても、甲社が適法に法人税の申告書を提出している。なお、甲社及び乙社はいずれも設立時より青色申告書の提出の承認を受けており、いずれの期についても期限内に申告書を提出している。

次の資料に基づき、以下の問いに答えなさい。なお、下記資料に掲載された以外の事項については一切考慮する必要はない。

【資料4】 棚卸資産に関する事項

甲社は、合併により、乙社の事業であった建設資材の販売を新たに行うこととなった。当該事業に係る棚卸資産の評価方法については、乙社が先入先出法による原価法に基づく低価法を選定していたため、甲社はその方法を継続して採用することとして、評価損を計上した。なお、甲社は当該棚卸資産に係る評価方法について、選定の届出をしていない。

区 分	評価換直前簿価	期末時価	評価損計上額	備 考
H商品	3,800,000円	3,200,000円	600,000円	※1
I商品	12,600,000円	10,700,000円	1,900,000円	※2
J商品	2,400,000円	1,200,000円	1,300,000円	※3

※1 物価変動による時価の下落による。

※2 過剰生産により価額の回復は見込めないものである。

※3 売れ残りの季節商品で過去の販売実績からみて通常価額で販売できないことが明らかである。

問6 【資料4】に関して、法人税法上甲社に適用される当該棚卸資産に係る評価方法を明確にしたうえで、税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

【資料5】 減価償却資産に関する事項

- (1) 甲社が、事業年度終了時に保有する減価償却資産のうち、乙社から合併の際に引継ぎを受けた資産は次のとおりである。

資産の種類	取得価額	受入価額	期末帳簿価額	当期償却費	法定耐用年数	備考
K建物	40,000,000円	31,400,000円	31,000,000円	400,000円	50年	※1
L機械装置	13,500,000円	6,950,646円	5,850,646円	1,100,000円	10年	※2
M器具備品	180,000円	0円	0円	—	8年	※3

※1 K建物は、乙社が平成19年3月31日以前に取得した資産であり、取得日より事業の用に供されている。なお、乙社の税務上適正額による合併直前帳簿価額は32,000,000円であり、乙社において繰越償却超過額は生じていない。

※2 L機械装置は、乙社が平成24年4月1日以後に中古取得した資産であり、取得日より事業の用に供されている。乙社では耐用年数を7年と見積っている。なお、受入価額は乙社において付されていた合併直前簿価相当額であり、繰越償却超過額が68,400円生じている。

※3 M器具備品は、乙社の令和元年9月30日決算において取得価額相当額を損金経理しており、確定申告において「一括償却資産損金算入限度超過額120,000円(加算・留保)」の調整がなされている。

- (2) 甲社は、建物、機械装置については、乙社が償却限度額の計算の基礎としていた耐用年数を使用することとした。
- (3) 甲社は、以前より、減価償却資産の償却方法を次の〔種類の区分〕ごとに、それぞれ次のとおり選定している。

〔建物〕……旧定額法、〔機械装置〕……旧定率法、〔器具備品〕……旧定額法

- (4) 減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

- ① 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

耐用年数	7年	8年	10年	50年
旧定額法償却率	0.142	0.125	0.100	0.020
旧定率法償却率	0.280	0.250	0.206	0.045

- ② 平成19年4月1日～平成24年3月31日に取得をされた減価償却資産の定額法及び定率法の償却率等の表

耐用年数		7年	8年	10年	50年
定額法償却率		0.143	0.125	0.100	0.020
定率法	償却率	0.357	0.313	0.250	0.050
	改定償却率	0.500	0.334	0.334	0.053
	保証率	0.05496	0.05111	0.04448	0.01072

③ 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等の表

耐用年数	7 年	8 年	10 年	50 年
償却率	0.286	0.250	0.200	0.040
改定償却率	0.334	0.334	0.250	0.042
保証率	0.08680	0.07909	0.06552	0.01440

問 7 【資料 5】に関して、税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、各減価償却資産につきそれぞれ税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。また、各減価償却資産に税務上調整すべき金額がない場合には、計算過程の欄に「調整すべき金額はない」旨記載しなさい。

【資料 6】 役員給与に関する事項

甲社の取締役 N (財務担当)は、乙社の取締役(営業担当)を兼務しており、合併後は甲社の取締役(財務担当兼営業担当)として留任した。N に対しては、甲社は月額 60 万円、乙社は月額 50 万円の定期給与を支給していたが、合併に伴い令和元年 10 月支給分から甲社及び乙社のそれぞれの定期給与の合計額である月額 110 万円を支給している。

また、同じく甲社の取締役 O (総務担当)は、乙社の非常勤取締役を兼務しており、合併後は甲社の取締役(総務担当)として留任した。O に対しても、甲社は月額 80 万円、乙社は月額 10 万円の定期給与を支給していたが、合併に伴い令和元年 10 月支給分から甲社及び乙社のそれぞれの定期給与の合計額である月額 90 万円を支給している。

なお、これらを増額した後の取締役に対する給与の支給総額は、株主総会の決議により定められた取締役に対する給与の支給限度額の範囲内である。

問 8 【資料 6】に関して、税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、N 及び O につきそれぞれ税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。また、調整すべき金額がない場合には、計算過程の欄に「調整すべき金額はない」旨記載しなさい。

【資料7】 繰越欠損金に関する事項

(1) 乙社の第11期から第20期までの間に発生した所得金額又は欠損金額は次のとおりである。

なお、所得金額は、繰越欠損金の控除前の金額である。

期	事業年度	所得金額又は欠損金額
第11期	平成21.10.1～平成22.9.30	△ 8,800,000円
第12期	平成22.10.1～平成23.9.30	△ 6,640,000円
第13期	平成23.10.1～平成24.9.30	2,200,000円
第14期	平成24.10.1～平成25.9.30	△ 1,500,000円
第15期	平成25.10.1～平成26.9.30	1,120,000円
第16期	平成26.10.1～平成27.9.30	△ 1,690,000円
第17期	平成27.10.1～平成28.9.30	△ 3,530,000円
第18期	平成28.10.1～平成29.9.30	△ 480,000円
第19期	平成29.10.1～平成30.9.30	1,050,000円
第20期	平成30.10.1～令和元.9.30	6,770,000円

なお、第10期以前に欠損金額は生じていない。

(2) 甲社の当期における所得金額は、17,680,000円である。また、甲社は設立以来欠損金を生じたことはない。

問9 【資料7】に関して、甲社の当期における欠損金額の当期控除額及びその計算過程を記載しなさい。